

(電話のユニバーサルサービス)

固定電話全体の契約数は5千万件超であり、引き続き固定電話のあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、①無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、モバイル網固定電話(モバイル網による固定電話)をユニバーサルサービスに追加する。②①により、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務(他事業者の提供地域でも提供責務を負う)は、最終保障提供責務に見直す。③責務の担い手はブロードバンドの②と同様とする。なお、利用者保護のため、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。④NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を聴きながら検証する。

(公正競争)

技術の進展等を踏まえ、経営自由度の向上を図る観点から、①NTT東西の県域業務規制を撤廃する(東西分離は維持し、東日本/西日本内の通信を扱う業務を本来業務とする)。②活用業務については、その機動的な実施を可能とするため、事前届出を見直し、事後検証とする。③また、NTT東西の合併等の認可は、(本来業務や公正競争への影響が少ない)小規模な非電気通信事業者を対象外とし、他の会社との合併等による機動的な事業の開始や拡大を可能とする。④なお、携帯電話業務やインターネット接続業務等は、引き続き禁止し、その点を法令上明確化する。

NTT東西の通信インフラの重要性等に鑑み、NTT東西の「線路敷設基盤」の譲渡等に認可制を導入するとともに、自己設置要件は、一定の例外(今回本来業務に追加する県間業務等)を追加したうえで維持する、また、市場支配的事業者による大規模なグループ内会社との合併等は、登録の更新制(合併等審査)の対象に追加する。

(経済安全保障)

NTT法の外資総量規制は、経済安全保障上のリスクが高まる中で、NTTの通信インフラがわが国の通信全体を支える公共的な役割に鑑みれば、また、外為法の個別投資審査は日本居住の外国人による投資は対象外で、国籍要件を採用するNTT法の外資総量規制の代替は困難であること等から、維持することが適当。

(その他-担保措置)

NTTの通信インフラのわが国の通信全体を支える公共的な役割に鑑み、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保するため、政府の株式保有義務は維持し、その他の担保措置も維持するが、財務諸表の提出義務は、公表資料が入手可能であるため、撤廃することが適当。

これらを内容とする最終答申を受け、NTT法及び電気通信事業法等の改正案が、2025年5月に成立し、公布された。ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、効率的かつサステナブルに全国でユニバーサルサービスの利用を保障することが可能となり、また前述の公正競争の②により、NTT東西は、地域産業の活性化や地方創生の推進に機動的に貢献していくことが可能になる。なお、施行日は原則として公布の日から1年以内、ユニバーサルサービスに関する改正については同2年以内とされた。また、施行後3年を目途として、電気通信事業に係る制度の在り方、NTT、NTT東西に関する制度の在り方について検討する、との規定も盛り込まれた。

1-6. NTTデータグループの完全子会社化

NTTは2023年5月に発表した「NTTグループ中期経営戦略」に記しているように、事業の取り組みの3つの柱の一つに「新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTへ」を掲げるとともに、それを推進する具体的な取り組みとして「社会・産業のDX/データ利活用の強化」「データセンターの拡張・高度化」を掲げている。これらは、グループにおいては主としてNTTデータグループ及びその傘下会社(以下、これらを「データ社グループ」という)が担う分野であるが、データ社グループは、1988年のエヌ・ティ・ティ・データ通信の発足以降、NTTの出資比率を下げてきたこと、またデータ社グループでグローバル事業への体制強化を図ったこと等によりNTTとの資本関係が複雑になっていた。このため、中期経営戦略で掲げた取り組みを進めていくうえで、「親子上場に伴う利益相反」「複雑な意思決定プロセス」「経営資源投下に伴う双方株主への説明責任」の課題が生じていたことから、2025年5月、NTTはNTTデータグループを完全子会社化することを発表し、株式公開買付けの手続きを開始した。めざすところは、「意思決定プロセスの一元化により、NTTデータグループがNTTグループのグローバル・ソリューション事業における中心的な役割を担う体制を構築し、「急速な環境変化に対応した機動的な成長投資により、NTTデータグループの成長を通じたNTTグループ全体の成長をさらに加速」することであった(主な取り組み内容を図表4-1-19に示す)。株式公開買付けは6月に終了し、設定した下限数を上回る応募があり成立した。その後、株式併合等の手続きを経て、NTTは同年9月にNTTデータグループの全株式を取得し、完全子会社化した。

また、この動きについて、1988年の同社発足時には、「NTTとの人的関係(NTTと新会社間の人的関係を極力薄めるため、NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行う、など)」「回線の無差別公平な提供(回線設備を有さない電気通信事業者等に対する回線提供にあたっては、新